

役員報酬等の支給額について

大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例第7条第1項の規定により、令和4年度の役員報酬額及び退職金額を公表します。

1 役員報酬額

| 役職 | 常勤・非常勤の別 | 報酬額 | 備考 |
|------|----------|-------------|-----|
| 理事長 | 常勤 | 8,500,000 円 | |
| 専務理事 | 常勤 | 6,800,000 円 | |
| 理事 | 非常勤 | 0 円 | 府職員 |
| 監事 | 非常勤 | 1,440,000 円 | |

2 退職金額

退職金は支給していない。